

## 厚木市行政改革調査委員会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市行政改革調査委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者で18歳以上の者
- (2) 平日昼間の会議（年2回程度）に出席できる者
- (3) 本市の他の附属機関の委員でない者
- (4) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、2人とする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び市ホームページで募集するものとする。

2 委員に応募する者は、厚木市行政改革調査委員会委員応募申込書（別記様式）を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、行政改革主管部長、行政改革主管課長、行政改革主管係長及び行政改革主管課係員をもって構成する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は行政改革主管部長の職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会は選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、提出された意見、社会的活動の経験及び性別等を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。